

第22期第4回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和3年10月12日（火） 14：00～
場 所 相馬会場 相馬双葉漁業協同組合2階中会議室
（相馬市尾浜字追川196）
いわき会場 福島県水産会館研修室
（いわき市中央台飯野4丁目3-1）

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

（1）議案

- 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）
- 議案第2号 刺し網漁業（かじき等流し網漁業）の許可等に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問・答申）
- 議案第3号 知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針等の一部改正について（協議）
- 議案第4号 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について
- 議案第5号 福島海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について
- 議案第6号 漁業法に基づく意見の聴取に関する手続き規程の一部改正について

（2）報告事項

- ア 福島県漁業調整規則の一部改正について
- イ 全国海区漁業調整委員会連合会令和4年度総会に向けた要望事項について

6 閉会

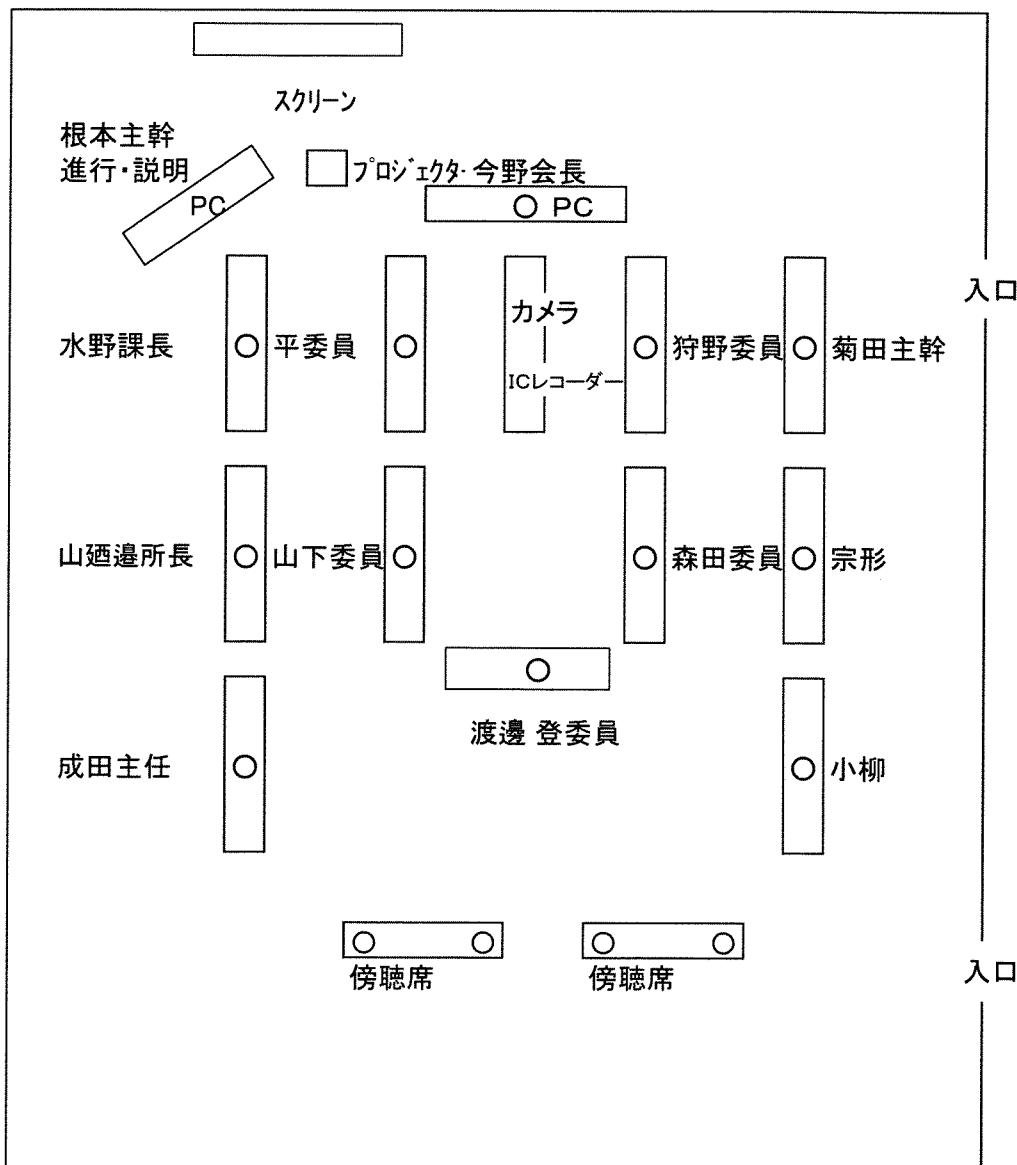
第22期第4回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時：令和3年10月12日(火) 14:00～
 場 所：相馬会場（相馬双葉漁業協同組合2階中会議室）
 いわき会場（福島県水産会館研修室）

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者（会長）	今野 智光	相馬	水産課長（併） 海区事務局長	水野 拓治	相馬
学識経験（会長代理）	鈴木 哲二	いわき	水産課主任主査	成田 薫	相馬
漁業者	今泉 浩一	いわき	水産事務所長	石田 敏則	いわき
漁業者	狩野 一男	相馬	水産海洋研究センター所長	齋藤 健	いわき
漁業者	平 仁一	相馬	水産資源研究所長	山廻邊 昭文	相馬
漁業者	永瀬 哲浩	いわき	海区事務局 主幹 (総務担当)	菊田 嘉重	相馬
漁業者	森田 政利	相馬	〃 主幹 (業務担当)	根本 芳春	相馬
漁業者	山下 博行	相馬	〃 副主査	宗形 莉苗	相馬
漁業者	吉田 康男	いわき	〃 副主査	川本 和宏	いわき
漁業者	渡邊 登	相馬	〃 主事	小柳 孝光	相馬
学識経験	川邊 みどり	WEB	〃 主事	千野 力	いわき
学識経験	久保木 幸子	いわき	〃 専門員	坂本 純一	いわき
学識経験	渡邊 千夏子	WEB			
中立	宮下 朋子	WEB			

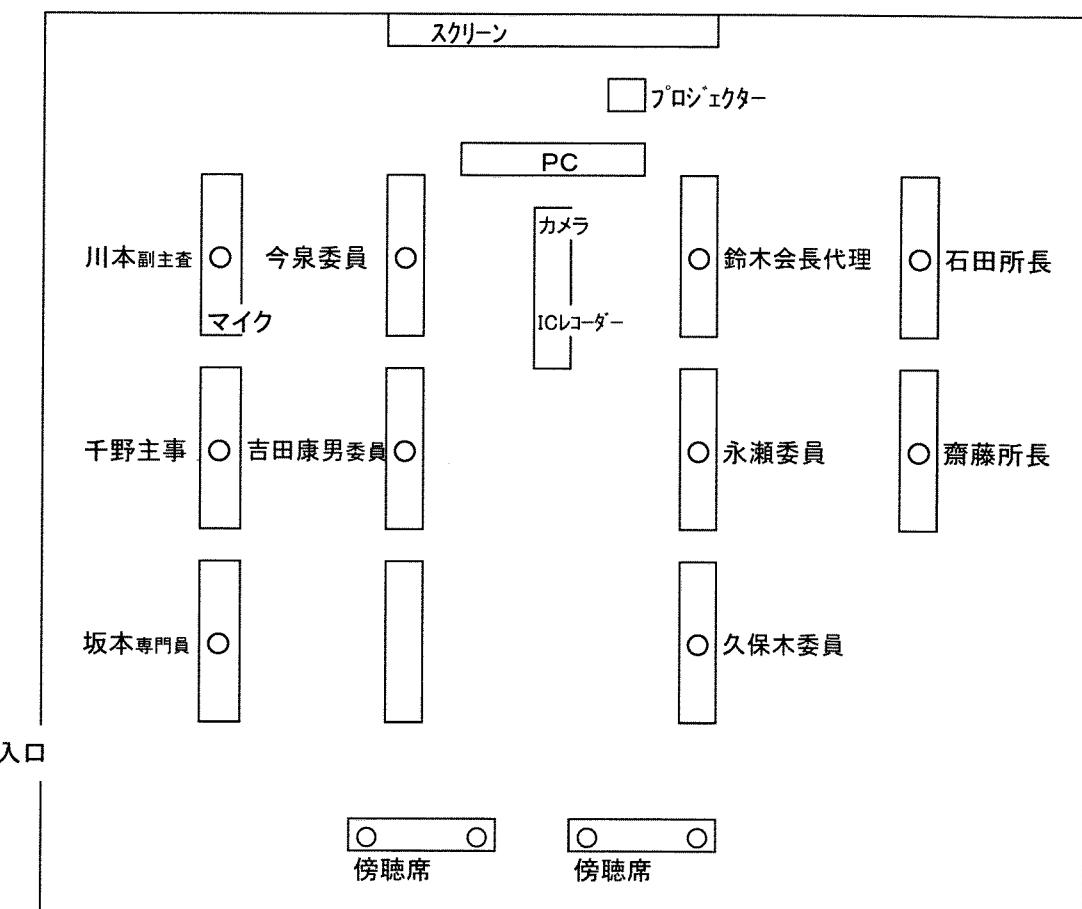
第22期第4回福島海区漁業調整委員会 席次

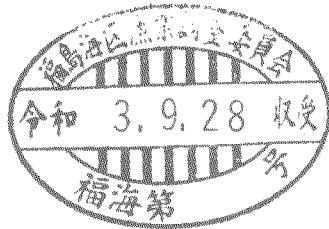
相馬会場：相馬双葉漁業協同組合2階中会議室



第22期第4回福島海区漁業調整委員会 席次

いわき会場：福島県水産会館1階研修室





議案 第1号

3 生流第 2548 号
令和 3 年 9 月 27 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光 様

福島県知事

特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

のことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和四管理年度における数量を次のように定めたので、次のとおり公表する。

令和三年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

令和四管理年度（令和四年一月一日から令和四年十二月三十一日までの期間をいう。）における漁業法第十六条第一項に掲げる福島県知事管理漁獲可能量

第一 まあじ

- 一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準
- 二 知事管理区分に配分する数量
全量を福島県まあじ漁業に配分する。

第二 まいわし太平洋系群

- 一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準
- 二 知事管理区分に配分する数量
全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分する。

(別 紙)

- 1 概 要：特定水産資源のうち、まあじ及びまいわし太平洋系群について、国から県に対し、漁獲可能量の配分が見込まれるため、県資源管理方針に即して、令和4管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：特定水産資源である「まあじ」及び「まいわし太平洋系群」の令和4管理期間（令和4年1月1日～令和4年12月31日）の当初配分数量について、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めることとなるが、その範囲内において、知事が策定する県資源管理方針に即して、知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
※ 農林水産大臣が定める数量は、「水産政策審議会」で検討されたうえで、各都道府県に通知される。
- 4 策定の内容：農林水産大臣により配分が見込まれる「現行水準」に基づき、「まあじ 現行水準」「まいわし太平洋系群 現行水準」とする。
※ 県への配分は、国の資源管理基本方針に基づき、平成29年から令和元年までの実績に応じた配分となるが、福島県の令和3管理期間（令和3年1月1日～令和3年12月31日）の配分は、震災前（平成20年～平成22年）の実績に応じた配分として配慮され「現行水準」とされた。
令和4管理年度についても、令和3管理年度と同様に「現行水準」による配分となる見込み。
- 5 諒問予定 令和3年10月12日開催
第22期第4回福島海区漁業調整委員会で諒問

(今後の予定)

- 10月12日 第22期第4回福島海区漁業調整委員会に諒問・答申
11月中旬 農林水産大臣から漁獲可能量の通知
11月下旬 農林水産大臣に知事管理漁獲可能量を定める協議
12月上旬 農林水産大臣の承認通知
12月末迄 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載）
※ 11月中旬予定の大蔵からの漁獲可能量の通知が「現行水準」とは異なる配分となった場合は、委員会に改めて諒問する。

議案 第2号



3 生流第 2596 号
令和 3 年 9 月 27 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光 様

福島県知事

刺し網漁業（かじき等流し網漁業）の許可に係る制限措置の
内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法
第 42 条第 1 項及び福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号）第 11
条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請
すべき期間並びに同規則第 11 条第 5 項に掲げる許可の基準を別紙のとおり定
めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規
定により、貴委員会の意見を求めます。

(事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379)

福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。）第4条第1項第5号に掲げる刺し網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

第1 刺し網漁業のうちかじき等流し網漁業（県内船）

1 制限措置

（1）漁業種類

刺し網漁業（かじき等流し網漁業）

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

3隻

（3）船舶の総トン数

総トン数10トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下

（4）推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

（5）操業区域

東経141度59分47秒の線以西の福島県海面

（6）漁業時期

毎年12月16日から翌年8月31日まで

（7）漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し農林水産大臣から漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第10号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年10月22日から令和3年11月21日まで

第2 刺し網漁業のうちかじき等流し網漁業（県外船）

1 制限措置

（1）漁業種類

刺し網漁業（かじき等流し網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

1隻

(3) 船舶の総トン数

総トン数 10 トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下

(4) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(5) 操業区域

東経 141 度 59 分 47 秒の線以西の福島県海面

(6) 漁業時期

毎年 12 月 16 日から翌年 8 月 31 日まで

(7) 漁業を営む者の資格

千葉県に住所を有し千葉県知事から当該漁業の許可を受けている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 10 月 22 日から令和 3 年 11 月 21 日まで

かじき等流し網漁業の許可の基準

令和3年月日
福島県農林水産部水産課

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が、福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）第11条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、次の優先順位に従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

なお、優先順位を判断するために必要となる書類の追加提出の求めに期限内に応じない場合においては、順位3の最下位とする。

順位1 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、その許可又は起業の認可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

順位2 当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者から、この許可又は起業の認可を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

順位3 1年のうちに当該漁業を営み又は従事する日数が多い者

1 概 要

かじき等流し網漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）にあたり、福島県漁業調整規則第11条第1項各号の制限措置の内容及び申請すべき期間（以下「制限措置等」という。）を定めるもの。

また、公示した船舶の数を超える申請があった場合に、許可等をする者を定めるための許可の基準を定めるもの。

2 根拠法令等

福島県漁業調整規則第11条第1項及び第5項（新規の許可又は起業の認可）

3 制限措置等及び許可の基準の必要性

現在のかじき等流し網漁業の許可の有効期間が令和3年12月7日で満了する。令和3年12月8日からの許可をするにあたり、制限措置の内容及び申請期間を定める必要があるため。

また、制限措置で公示した船舶の数を超える申請があった場合は、許可の基準により許可等をする者を定めるため。

4 制限措置の内容

規則第11条第1項各号に掲げる事項について、次のとおりとする。

項目	内 容
①漁業種類	刺し網漁業（かじき等流し網漁業）
②許可又は起業の認可をすべき船舶の数	県内船：3隻 県外船：1隻
③船舶の総トン数	総トン数10トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下
④推進機関の馬力数	申請のあった推進機関の馬力数以下
⑤操業区域	東経141度59分47秒の線以西の福島県海面
⑥漁業時期	12月16日から翌年8月31日まで
⑦漁業を営む者の資格	本県船：福島県に住所を有し大臣からの当該漁業の許可又は認可を有している者 他県船：千葉県に住所を有し千葉県知事から当該漁業の許可を受けている者

制限措置の内容のうち、①漁業種類、③船舶の総トン数、④推進機関の馬力数、⑤操業区域及び⑥漁業時期は、現在のかじき等流し網漁業の制限措置と同様の内容とする。

その他の項目については以下のとおり。

(1) 許可等をすべき船舶の数について【②】

福島県内の船舶にあっては3隻、県外の船舶にあっては1隻とする。

隻数の設定は、操業の実態や資源状況を勘案すべきところだが、令和2年においては、試験操業による漁獲量が震災前の17.5%に止まっており、判断できる状況ではない。現在の許可隻数を基準に、震災前の許可隻数を上限として許可等をすべき船舶の数を設定する。

(2) 漁業を営む者の資格について【⑦】

県内船について、住所要件の他に、許可等の適格性を有する者であることを担保するため、農林水産大臣から漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第10号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者とする。

県外船については、現在の制限措置と同様の内容とする。

5 許可等を申請すべき期間

令和3年10月22日から令和3年11月21日までの1か月とする。

6 許可の基準の内容

許可の基準については、沿岸漁業の経営安定の観点から、現にかじき等流し網漁業の許可等を受けている者を優先するものとし、順位付けを行う。

7 許可の有効期間

これまで1年間してきたが、規則第15条第1項の規定に基づき3年とする。

○今回の公示に基づく許可の有効期間

令和3年12月8日から令和6年12月7日まで

○有効期間を3年とする理由

漁業法改正に伴い、大臣許可に基づくかじき等流し網漁業の許可の有効期間が1年から5年とされた。また、現在、他県からの入会として千葉県船1隻に対し許可をしているが、千葉県漁業調整規則に基づくかじき等流し網漁業の許可の有効期間も1年から5年とされた（千葉県漁業調整規則規則第15条第1項第1号）。

国及び関係県の対応に倣い、本県においても、規則第15条第1項において定める最大の期間である3年とする。

(今後の予定)

10月12日 福島海区漁業調整委員会諮詢・答申

10月中旬※ 制限措置等の公示（県報及び水産課ホームページ）

※ 福島海区漁業調整委員会から答申を得た後、公示を行う。

<公示方法>

制限措置の内容及び申請すべき期間

：福島県報、水産課ホームページ

許可の基準：水産課ホームページ

10月中旬～11月中旬 申請期間（1か月）

11月下旬 規則第9条の許可等をしない事案がある場合の海区委諮詢

12月初旬 許可証発給

12月8日～ 許可の有効期間開始

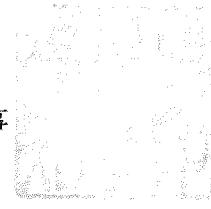


議案 第3号

3 生流第 2675 号
令和 3 年 9 月 27 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野智光様

福島県知事



知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針等の 一部改正について（協議）

下記の取扱方針について、別紙のとおり一部改正したいので、貴委員会の意見を求める。

記

- 1 知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針
- 2 刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針
- 3 かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

1 改正の趣旨

知事許可漁業の起業の認可に係る延長を認めるやむを得ない理由について、大臣許可漁業に係る起業の認可の取扱を参考に、延長を認める事由を追加する。

また、漁業種類ごとの取扱方針について、制限措置の見直しへの対応、また、改正後の漁業法及び福島県漁業調整規則に基づき、許可等をしない場合の整理が必要なものについて改正を行う。

2 改正の概要

(1) 知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針

起業の認可の延長を認めるやむを得ない理由及び船舶を使用する権利を取得するに必要と認める期間に関して、以下の項目について整理する。

ア 本人の予測し得ない特殊事情による認可の延長の取扱

本人の予測し得ない特殊な事情による認可期間の延長について、2回目の延長を認める事由として、漁船建造に着手している場合のみ延長を認めることがとしていたが、中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる場合についても延長を認める取扱とする。

イ 國際的な資源管理の取決め等に対応するための認可の延長の取扱

資源管理及び保存の観点から、大臣許可漁業と同様に、漁獲努力量の抑制を図る目的から新線建造等を控えている間の認可の延長を認める取扱を追加する。

ウ がんばる漁業復興支援事業実施等に当たる認可の延長の取扱

がんばる漁業復興支援事業実施等に当たり起業の認可としているものについて、大臣許可漁業に係る起業の認可の取扱と同様に、当該事業終了まで認可の延長を認めるものとする。

エ その他

修辞的な修正

(2) 刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針

ア 制限措置のうち漁業を営む者の資格の見直し

かじき等流し網漁業の制限措置の公示を行うにあたり、現行の許可の制限措置で定める漁業を営む者の資格について、住所要件（福島県に住所を有する者）に加え、農林水産大臣の許可等を有する者を資格として追加した。

このため、取扱方針においても、公示内容と同様の内容とする。

イ 許可等をしない場合の整理

現行の取扱方針の第2（許可等をしない場合）の（2）において、操業実績がない者からの申請は許可等をしないと定めている。

この項目は、漁業法及び福島県漁業調整規則において許可等をしない場合として定められている事項に該当しないため、削除するよう水産庁より指導があったことから、取扱方針より削除する。

（3）かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針

ア 許可等をしない場合の整理

2（2）イと同様の理由により、許可等をしない場合から操業実績がない者からの申請の項目を削除する。

3 付帯決議

字句の修正等の軽微な修正については、知事部局に一任する。

（今後の予定）

令和3年10月12日 第22期第4回福島海区漁業調整委員会で協議
(委員会からの回答後) 施行

知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針 新旧対照表（案）

改正案	現行取扱方針	備考
知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針	知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針	
(趣旨)	(趣旨)	
第1 漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び福島県漁業調整規則(令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号から第9号及び第11号に掲げる漁業の起業の認可の取扱いについては、規則第6条、7条、14条第1項第2号、3号及び4号の規定によるほか、この方針の定めるところによる。	第1 漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び福島県漁業調整規則(令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号から第9号及び第11号に掲げる漁業の起業の認可の取扱いについては、規則第6条、7条、14条第1項第2号、3号及び4号の規定によるほか、この方針の定めるところによる。	
(起業の認可の期間)	(起業の認可の期間)	
第2 規則第7条第2項の知事の指定する期間は、10か月以内又は同漁業許可の有效期間までのいずれか早い期間とする。ただし、漁船の建造の遅延その他のやむを得ない理由により10か月以内に船舶を使用する権利を取得することができないと認められる者には、当該権利を取得するために必要と知事が認める期間とする。	第2 規則第7条第2項の規定に基づき次のように指定する。 10か月以内又は同漁業許可の有效期間までのいずれか早い期間とする。(やむを得ない理由があると認め、知事が期間を延長したときは、その期間を加算した期間とする。)	・期間は変更なし(10月以内又は許可有効期間までのいずれか早い期間)。 ・やむを得ない理由がある場合に期間延長を認めるとする取扱も変更なし。
(起業の認可の延長)	(起業の認可の延長)	
第3 起業の認可の延長に係る「やむを得ない理由」については、下表の左欄に掲げるものに限ることとし、この場合の延长期間の措置については、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	第3 起業の認可の延長に係る「やむを得ない理由」については、下表の左欄に掲げるものに限ることとし、この場合の延长期間の措置については、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	・初回の延長の期間は変更なし。その後の延長について、やむを得ないと認める事由を追加。 2回目の認可の延長について、漁船建造の着手に限らず、中古船買入れ若しくは借受けの場合も認めるものとする。
(起業の認可の延長)	(起業の認可の延長)	
第3 起業の認可を受けた者の許可の申請に係る規則第7条第2項の知事の指定する期間は、原則10か月とした上で、第2に定める「漁船の建造の遅延その他」のやむを得ない理由により10か月以内に船舶を使用する権利を取得することができないと認められる者には、当該権利を取得するため必要と知事が認める期間とする」について、当該やむを得ない理由及び当該権利を取得するため必要と認める期間は、それぞれ次の表の左欄に掲げる理由及び右欄に掲げる期間とする。	第3 起業の認可を受けた者の許可の申請に係る規則第7条第2項の知事の指定する期間は、原則10か月とした上で、第2に定める「漁船の建造の遅延その他」のやむを得ない理由により10か月以内に船舶を使用する権利を取得することができないと認められる者には、当該権利を取得するため必要と知事が認める期間とする」について、当該やむを得ない理由及び当該権利を取得するため必要と認める期間は、それぞれ次の表の左欄に掲げる理由及び右欄に掲げる期間とする。	
やむを得ない理由	船舶を使用する権利を取得する ために必要と認める期間	期間延長の措置
1.(1) 本人の予測し得ない特殊な事情等により許可申請ができなかつたこと (本人の予測し得ない特殊な事情等については個別に判断することとするが、漁船の建造に着手したものの不慮の事故により完成が遅れたこと、漁船の建造に着手したものが、漁船売却契約若しくは購入契約若しくは沈没したこと又はその他の真にやむを得ない事情に限る。) (2) (1)の理由に基づく期間経過後に、 次の又はイの場合に該当すること。	10か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間	一回の延長期間は、10か月を限度とする合理的期間とする。 その後の延長は、既に漁船建造に着手している場合を除き、認めないこととする。 ・初回の延長の期間は変更なし。その後の延長について、やむを得ないと認める事由を追加。 2回目の認可の延長について、漁船建造の着手に限らず、中古船買入れ若しくは借受けの場合も認めるものとする。
(新設)	10か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間	

ア 既に漁船建造に着手している場合 又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる場合			
イ いったん漁船建造に着手し、又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる状態となつた後ににおいて、その後の災害、相手方の廃業その他の自己の責に帰することができない事由により漁船建造又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が困難となつた場合	<p>2(1) 漁獲可能量の管理のため、又は漁獲可能な量が定められた資源以外の資源の状態を回復させるために漁獲努力量の抑制を図る目的から、新造船建造又は代船購入を抑え、その間起業の認可としていること。</p> <p>なお、当該起業の認可については、漁業法第124条第1項に規定する協定（以下「漁獲可能量協定」という。）又は漁業関係者による自主的かつ効果的な資源管理に関する取り決めがなされたものである。</p> <p>(2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。</p> <p>3(1) 漁獲努力量の削減や資源の回復等を目的とした国際的な資源管理の取組み等に対応し、漁獲努力量の抑制を図っている間、起業の認可としていること。</p> <p>(2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。</p> <p>4 水産業体質強化総合対策事業実施要綱</p>	<p>20か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間</p> <p>10か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間</p> <p>20か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間</p> <p>左欄の事業の終了日までの期間</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
	<p>・初回の延長の期間を、大臣許可漁業と同様の20か月に変更。</p> <p>・2回目の認可の延長についても、大臣許可漁業と同様に規定する。</p>		
	<p>二回の延長期間は、10か月を限度とする合理的期間とする。</p> <p>その後の延長は、資源状況が回復したり、漁獲可能量協定の締結又は漁業関係者による資源管理に関する取り決めがなされない等、左記の要件に該当しなくなつたものと認められる場合には、認めないととする。</p>		
	<p>・資源管理及び保存の観点から、大臣許可漁業と同様の取扱を追加する。</p>		
	<p>・がんばる漁業復興支援事業実施に当たり起業の認可としているものについて、大臣許可漁業と同様に、当該事業終了まで認可の延長を認めるものとする。</p>		

(2) のアの(ア)に規定する事業の実施又は漁業・養殖業復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け、水管第1818号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(1)のイのイのイの規定により水産庁長官が認定した漁業復興計画に基づき実施する同要綱第3の3の(1)に規定する事業の実施に当たり、起業の認可としていること。

(形式的な許認可の交換の抑制策)

第4 形式的な許認可の交換を抑制するための次のように定める。

(1) 起業の認可を受けた者が、規則第7条第1項の規定に基づき許可を受け、その後1年を経過した後に当該船舶を使用することを廃止して規則第6条の起業の認可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換(車ら規則第7条第2項の規定による起業の認可の失効を回避する目的で、一時的に船舶の使用権を得て、規則第7条第1項の許可を受けたうえ、再度規則第6条の起業の認可を得ようとする行為をいう。)のために申請するものではないことを証明する書類として、申請者の当該許可に基づく操業の実績及び船舶の使用権を取得しようとする相手方に開する書類を添付するものとする(規則第8条第2項)。

(2) 漁業の許可を受けた者が当該船舶を使用することを廃止して規則第6条の規定に基づき起業の認可を受け、その後、使用を廃止した船舶と同一の船舶について規則第7条第1項の許可の申請をする場合は、形式的な許認可の申請のために申請するものではないことを証明する書類として、過去1年間ににおける船舶の所有及び賃借に関する書類を添付するものとする(規則第8条第2項)。

(3) (1)及び(2)により添付された書類によつては、当該書類が形式的な許認可の交換のために申請するものでないことが証明し得ないと判断される場合、さらに追加書類の提出を求めることとする。

(4) 同一の漁業について許可と起業の認可とを受有している者が、その許可の使用を廃止して規則第6条の規定に基づく起業の認可を受けた後、当該船舶を再び使用することとして同人の所有する別の起業の認可に基づいて規則第7条第1項の許可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換であるおそれが強いため、特段の合理的理由がない限り、当該申請は受理しないものとする。

上記の取扱いにおいて、相互に経営上密接な関係にあるものは、これらの者を一体として同一人とみなすこととする。

附 則

(形式的な許認可の交換の抑制策)

第4 形式的な許認可の交換を抑制するための次のように定める。

(1) 起業の認可を受けた者が、規則第7条第1項の規定に基づき許可を受け、その後1年を経過した後に当該船舶を使用することを廃止して規則第6条の起業の認可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換(車ら規則第7条第2項の規定による起業の認可の失効を回避する目的で、一時的に船舶の使用権を得て、規則第7条第1項の許可を受けたうえ、再度規則第6条の起業の認可を得ようとするとする行為をいう。)のために申請するものではないことを証明する書類として、申請者の当該許可に基づく操業の実績及び船舶の使用権を取得しようとする相手方に開する書類を添付するものとする(規則第8条第2項)。

(2) 漁業の許可を受けた者が当該船舶を使用することを廃止して規則第6条の規定に基づき起業の認可を受け、その後、使用を廃止した船舶と同一の船舶について規則第7条第1項の許可の申請をする場合は、形式的な許認可の申請のために申請するものではないことを証明する書類として、過去1年間ににおける船舶の所有及び賃借に関する書類を添付するものとする(規則第8条第2項)。

(3) (1)及び(2)により添付された書類によつては、当該書類が形式的な許認可の交換のために申請するものでないことが証明し得ないと判断される場合は、さらに追加書類の提出を求めることとする。

(4) 同一の漁業について許可と起業の認可とを受有している者が、その許可の使用を廃止して規則第6条の規定に基づく起業の認可を受けた後、当該船舶を再び使用することとして同人の所有する別の起業の認可に基づいて規則第7条第1項の許可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換であるおそれが強いため、特段の合理的理由がない限り、当該申請は受理しないものとする。

上記の取扱いにおいて、相互に経営上密接な関係にあるものは、これらの者を一体として同一人とみなすこととする。

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。	1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
2 知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針（平成15年6月18日）は廃止する。	2 知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針（平成15年6月18日）は廃止する。

附 則
この方針は、令和3年 月 日から施行する。

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。	1 附 則
2 知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針（平成15年6月18日）は廃止する。	2 知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針（平成15年6月18日）は廃止する。

知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針（改正案）

（趣旨）

第1 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。）第4条第1項第3号から第9号及び第11号に掲げる漁業の起業の認可の取扱いについては、規則第6条、7条、14条第1項第2号、3号及び4号の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（起業の認可の期間）

第2 規則第7条第2項の知事の指定する期間は、10か月以内又は同漁業許可の有効期間までのいずれか早い期間とする。ただし、漁船の建造の遅延その他のやむを得ない理由により10か月以内に船舶を使用する権利を取得することができないと認められる者にあっては、当該権利を取得するために必要と知事が認める期間とする。

（起業の認可の延長）

第3 第2において、起業の認可を受けた者の許可の申請に係る規則第7条第2項の知事の指定する期間は、原則10か月以内又は同漁業許可の有効期間までのいずれか早い期間とした上で、「漁船の建造の遅延その他のやむを得ない理由により10か月以内に船舶を使用する権利を取得することができないと認められる者にあっては、当該権利を取得するために必要と知事が認める期間とする」について、当該やむを得ない理由及び当該権利を取得するために必要と認める期間は、それぞれ次の表の左欄に掲げる理由及び右欄に掲げる期間とする。

やむを得ない理由	船舶を使用する権利を取得するために必要と認める期間
1 (1) 本人の予測し得ない特殊な事情等により許可申請ができなかったこと (本人の予測し得ない特殊な事情等については個別に判断することとするが、漁船の建造に着手したものの不慮の事故により完成が遅れたこと、漁船売買契約若しくは傭船契約を締結した船舶が滅失若しくは沈没したこと)	10か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間

<p>と又はその他の真にやむを得ない事情に限る。)。</p> <p>(2) (1)の理由に基づく期間経過後に、次のア又はイの場合に該当すること。</p> <p>ア 既に漁船建造に着手している場合 又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる場合</p> <p>イ いったん漁船建造に着手し、又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が一定期間内に確実に見込まれる状態となった後において、その後の災害、相手方の廃業その他の自己の責に帰することができない事由により漁船建造又は中古船の買入れ若しくは借受けの契約締結が困難となつた場合</p>	<p>10か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間</p>
<p>2 (1) 知事管理漁獲可能量の管理のため、又は知事管理漁獲可能量が定められた資源以外の資源の状態を回復させるために漁獲努力量の抑制を図る目的から、新造船建造又は代船購入を抑え、その間起業の認可としていること。</p> <p>なお、当該起業の認可については、法第124条第1項に規定する協定（以下「漁獲可能量協定」という。）又は漁業関係者による自主的かつ効果的な資源管理に関する取り決めの内容にその旨定められたものであること。</p> <p>(2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。</p>	<p>20か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間</p> <p>10か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間</p>
<p>3 (1) 漁獲努力量の削減や資源の回復等を目的とした国際的な資源管理の取決め等に対応し、漁獲努力量の抑制を</p>	<p>20か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間</p>

<p>図る目的から新船建造又は代船購入を控えている間、起業の認可としていること。</p> <p>(2) (1)の理由に基づく期間経過後も、当該理由の継続が見込まれるため、その間、起業の認可としていること。</p>	<p>10か月を超えない範囲内で知事が指定する合理的期間</p>
<p>4 水産業体质強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(1)のアの(イ)の規定により水産庁長官が認定した改革計画に基づき実施する同実施要綱第3の1の(2)のアの(ア)に規定する事業の実施又は漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(1)のイの規定により水産庁長官が認定した漁業復興計画に基づき実施する同要綱第3の3の(1)に規定する事業の実施に当たり、起業の認可としていること。</p>	<p>左欄の事業の終了日までの期間</p>

(形式的な許認可の交換の抑制策)

第4 形式的な許認可の交換を抑制するために次のように定める。

- (1) 起業の認可を受けた者が、規則第7条第1項の規定に基づき許可を受け、その後1年を経過しないうちに当該船舶を使用することを廃止して規則第6条の起業の認可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換（専ら規則第7条第2項の規定による起業の認可の失効を回避する目的で、一時的に船舶の使用権を得て、規則第7条第1項の許可を受けたうえ、再度規則第6条の起業の認可を得ようとする行為をいう。）のために申請するものではないことを証明する書類として、申請者の当該許可に基づく操業の実績及び船舶の使用権を取得しようとする相手方に関する書類を添付するものとする（規則第8条第2項）。
- (2) 漁業の許可を受けた者が当該船舶を使用することを廃止して規則第6条の規定に基づき起業の認可を受け、その後、使用を廃止した船舶と同一の船舶について規則第7条第1項の許可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換のために申請するものではないことを証明する書類として、過去1年間における船舶の所有及び貸借に関する書類を添付するものとする

(規則第8条第2項)。

- (3) (1)及び(2)により添付された書類によっては、当該書類が形式的な許認可の交換のために申請するものでないことが証明し得ないと判断される場合は、さらに追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 同一の漁業について許可と起業の認可とを受有している者が、その許可船舶の使用を廃止して規則第6条の規定に基づく起業の認可を受けた後、当該船舶を再び使用することとして同人の所有する別の起業の認可に基づいて規則第7条第1項の許可の申請をする場合は、形式的な許認可の交換であるおそれが強いため、特段の合理的理由がない限り、当該申請は受理しないものとする。

上記の取扱いにおいて、相互に経営上密接な関係にあるものは、これらの者を一体として同一人とみなすこととする。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 知事許可漁業の起業の認可に関する取扱方針（平成15年6月18日）は廃止する。

附 則

この方針は、令和3年 月 日から施行する。

14 刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針（改正案）	14 刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針（現行）	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1 刺し網（流し網）漁業のうち、かじき、かづき、かづお、さめの採捕を目的とする流し網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）及び福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(制限措置)</p> <p>第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業種類 刺し網（かじき等流し網漁業） (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 総トン数10トン以上で、申請のあつた船舶の総トン数以下 (3) 推進機関の馬力数 申請のあつた推進機関の馬力数以下 (4) 操業区域 東経141度59分47秒の線以西の福島県海面 (5) 漁業時期 毎年12月16日から翌年8月31日まで (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有し農林水産大臣から漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第10号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者 <p>(許可等の条件)</p> <p>第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 船舶に無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。 (2) 当該漁業の漁獲物は、天災その他不可抗力による場合を除き、他の船舶に転載し、又は次の指定港以外の港に水揚げしてはならない。 指定港（小名浜港、中之作港、江名港、四倉漁港、松川浦漁港） (3) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。 (4) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならぬ 	<p>(趣旨)</p> <p>第1 刺し網（流し網）漁業のうち、かじき、かづき、かづお、さめの採捕を目的とする流し網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）及び福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(制限措置)</p> <p>第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業種類 刺し網（かじき等流し網漁業） (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 総トン数10トン以上で、申請のあつた船舶の総トン数以下 (3) 推進機関の馬力数 申請のあつた推進機関の馬力数以下 (4) 操業区域 東経141度59分47秒の線以西の福島県海面 (5) 漁業時期 毎年12月16日から翌年8月31日まで (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。 <p>(許可等の条件)</p> <p>第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 船舶に無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。 (2) 当該漁業の漁獲物は、天災その他不可抗力による場合を除き、他の船舶に転載し、又は次の指定港以外の港に水揚げしてはならない。 指定港（小名浜港、中之作港、江名港、四倉漁港、松川浦漁港） (3) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。 (4) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならぬ 	<p>・文言の修正。</p> <p>・適格性を有することの担保として、大臣による許可等を有していることを漁業の當む者の資格に追加。</p> <p>・適格性を有することの担保として、大臣による許可等を有していることを漁業の當む者の資格に追加。</p> <p>・適格性を有することの担保として、大臣による許可等を有していることを漁業の當む者の資格に追加。</p>

	<p>い。</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>第4 当該漁業の許可の有効期間は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて、3年以内の期間とする。</p>	<p>第4 当該漁業の許可の有効期間は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて、3年以内の期間とする。</p>
	<p>(許可等をしない場合)</p> <p>第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。</p> <p>(1) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。</p>	<p>(許可等をしない場合)</p> <p>第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。</p> <p>(1) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。</p>
	<p>(2) 過去3年間に当該漁業の操業実績(他県海域を含む)がない者から申請があつたとき。</p>	<p>(2) 過去3年間に当該漁業の操業実績(他県海域を含む)がない者から申請があつたとき。</p>
	<p>(3) 代船で許可又は起業の認可の申請があつた場合、当該代船が從前の許可受有船の総トン数より大きいとき。</p> <p>ただし、実質的に漁獲能力の増大を生じないと判断される労働居住環境の改善等のための大型化と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。</p> <p>ただし、当該許可等の取消しを受けた者がその取消しのあった日から1か年を経過した後において、漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められたときは、この限りではない。</p>	<p>(3) 代船で許可又は起業の認可の申請があつた場合、当該代船が從前の許可受有船の総トン数より大きいとき。</p> <p>ただし、実質的に漁獲能力の増大を生じないと判断される労働居住環境の改善等のための大型化と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。</p> <p>ただし、当該許可等の取消しを受けた者がその取消しのあった日から1か年を経過した後において、漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められたときは、この限りではない。</p>
	<p>(他県からの入会)</p> <p>第6 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第5の(1)の規定にかかわらず、許可をする。</p>	<p>(他県からの入会)</p> <p>第6 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第5の(1)の規定にかかわらず、許可をする。</p>
1	<p>制限措置</p> <p>(1) 漁業種類 刺し網漁業(かじき等流し網漁業)</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 総トン数10トン以上で、申請のあつた船舶の総トン数以下</p> <p>(3) 推進機関の馬力数 申請のあつた推進機関の馬力数以下</p> <p>(4) 操業区域</p>	<p>制限措置</p> <p>(1) 漁業種類 刺し網(かじき等流し網漁業)</p> <p>(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 総トン数10トン以上で、申請のあつた船舶の総トン数以下</p> <p>(3) 推進機関の馬力数 申請のあつた推進機関の馬力数以下</p> <p>(4) 操業区域</p>

東経141度59分47秒の線以西の福島県海面	東経141度59分47秒の線以西の福島県海面
(5) 漁業時期 毎年12月16日から翌年8月31日まで	(5) 漁業時期 毎年12月16日から翌年8月31日まで
(6) 漁業を営む者の資格 千葉県に住所を有し千葉県知事から当該漁業の許可を受けている者	(6) 漁業を営む者の資格 千葉県に住所を有し千葉県知事から当該漁業の許可を受けた者 ・文言の修正。
2 許可等の条件	2 許可等の条件
(1) 船舶に無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。 (2) 当該漁業の漁獲物は、天災その他不可抗力による場合を除き、他の船舶に転載し、又は次の指定港以外の港に水揚げしてはならない。 指定港（小名浜港、中之作港、江名港、四倉漁港、松川浦漁港） (3) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。 (4) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。	(1) 船舶に無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。 (2) 当該漁業の漁獲物は、天災その他不可抗力による場合を除き、他の船舶に転載し、又は次の指定港以外の港に水揚げしてはならない。 指定港（小名浜港、中之作港、江名港、四倉漁港、松川浦漁港） (3) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。 (4) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
附 則	附 則
1 この方針は令和3年1月29日から施行する。 2 さし網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針（昭和51年7月1日）は廃止する。	1 この方針は令和3年1月29日から施行する。 2 さし網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針（昭和51年7月1日）は廃止する。
附 則	附 則
この方針は令和3年 月 日から施行する。	この方針は令和3年 月 日から施行する。

14 刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針（改正案）

（趣旨）

第1 刺し網（流し網）漁業のうち、かじき、かつお、まぐろ、さめの採捕を目的とする流し網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）及び福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（制限措置）

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
刺し網（かじき等流し網漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数
総トン数10トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
東経141度59分47秒の線以西の福島県海面
- (5) 漁業時期
毎年12月16日から翌年8月31日まで
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有し農林水産大臣から漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第10号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者

（許可等の条件）

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 船舶に無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。
- (2) 当該漁業の漁獲物は、天災その他不可抗力による場合を除き、他の船舶に転載し、又は次の指定港以外の港に水揚げしてはならない。
指定港（小名浜港、中之作港、江名港、四倉漁港、松川浦漁港）
- (3) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。

(4) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可の有効期間)

第4 当該漁業の許可の有効期間は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて、3年以内の期間とする。

(許可等をしない場合)

第5 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

(1) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたとき。

(2) 代船で許可又は起業の認可の申請があつた場合、当該代船が従前の許可受有船の総トン数より大きいとき。

ただし、実質的に漁獲能力の増大を生じないと判断される労働居住環境の改善等のための大型化と認められる場合は、この限りでない。

(3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。

ただし、当該許可等の取消しを受けた者がその取消しのあつた日から1か年を経過した後において、漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りではない。

(他県からの入会)

第6 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第5の(1)の規定にかかわらず、許可をする。

(千葉からの入会の場合)

1 制限措置

(1) 漁業種類

刺し網（かじき等流し網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数 10 トン以上で、申請のあつた船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあつた推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

東経 141 度 59 分 47 秒の線以西の福島県海面

(5) 漁業時期

毎年 12 月 16 日から翌年 8 月 31 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

千葉県に住所を有し千葉県知事から当該漁業の許可を受けている者

2 許可等の条件

- (1) 船舶に無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。
- (2) 当該漁業の漁獲物は、天災その他不可抗力による場合を除き、他の船舶に転載し、又は次の指定港以外の港に水揚げしてはならない。
指定港（小名浜港、中之作港、江名港、四倉漁港、松川浦漁港）
- (3) 底びき網漁業、大中型まき網漁業又はかつお、まぐろ曳釣漁業の操業を妨害してはならない。
- (4) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 さし網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針（昭和51年7月1日）は廃止する。

附 則

この方針は令和3年 月 日から施行する。

15 かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針(改正案)	15 かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針(現行)
(趣旨) 第1 かご漁業のうち、沖合かにかご漁業の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)の取扱いについては、福島県漁業調整規則(以下「規則」という。)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。	(趣旨) 第1 かご漁業のうち、沖合かにかご漁業の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)の取扱いについては、福島県漁業調整規則(以下「規則」という。)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。
(制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1) 漁業種類 かご漁業(沖合かにかご漁業) (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 総トン数100トン未満で、申請のあつた船舶の総トン数以下 (3) 推進機関の馬力数 申請のあつた推進機関の馬力数以下 (4) 操業区域 水深500メートル以深の福島県海面 (5) 漁業時期 毎年12月1日から翌年4月30日まで (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。	(制限措置) 第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。 (1) 漁業種類 かご漁業(沖合かにかご漁業) (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数 総トン数100トン未満で、申請のあつた船舶の総トン数以下 (3) 推進機関の馬力数 申請のあつた推進機関の馬力数以下 (4) 操業区域 水深500メートル以深の福島県海面 (5) 漁業時期 毎年12月1日から翌年4月30日まで (6) 漁業を営む者の資格 福島県に住所を有すること。
(許可等の条件) 第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。 (1) 船舶に水深500メートル以深の測深可能な魚群探知機、無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。 (2) 底びき網漁業との漁場競合を避けるため、努めて底びき網漁業の曳網しない海域又は岩礁海域で操業しなければならない。 (3) 海中に敷設するかごの数は、400個を超えてはならない。 (4) 雌かにを採捕した場合は、直ちに海中に投棄しなければならない。 (5) 甲幅10センチメートル以下(毛がには7センチメートル以下)のかには、採捕してはならない。 (6) 雌かに又は甲幅10センチメートル以下(毛がには7センチメートル以下)が全漁獲匹数の1/10を超えたときは、直ちに漁場を変更しなければならない。 (7) かごを用いてべにずわいがにを採捕する場合には、かご網の網目	(許可等の条件) 第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。 (1) 船舶に水深500メートル以深の測深可能な魚群探知機、無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。 (2) 底びき網漁業との漁場競合を避けるため、努めて底びき網漁業の曳網しない海域又は岩礁海域で操業しなければならない。 (3) 海中に敷設するかごの数は、400個を超えてはならない。 (4) 雌かにを採捕した場合は、直ちに海中に投棄しなければならない。 (5) 甲幅10センチメートル以下(毛がには7センチメートル以下)のかには、採捕してはならない。 (6) 雌かに又は甲幅10センチメートル以下(毛がには7センチメートル以下)が全漁獲匹数の1/10を超えたときは、直ちに漁場を変更しなければならない。 (7) かごを用いてべにずわいがにを採捕する場合には、かご網の網目

<p>の内径の長さは15センチメートル以上、かごの側面最下部により並行となるも れる菱形状の各網目の対角線のうちかご枠底縁により並行となるも のの長さの平均値（当該対角線の長さの総和を当該網目数で除して 得た数値をいう。以下同じ。）及び当該網目の当該対角線以外の対角 線の長さの平均値はいずれも10センチメートル以上でなければなら ない。</p> <p>(8) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係 する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければなら ない。</p>	<p>(許可等をしない場合)</p> <p>第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。</p> <p>(1) 同一の者より2隻以上の申請があつたとき。 (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつ たとき。</p>	<p>(許可等をしない場合)</p> <p>第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。</p> <p>(1) 同一の者より2隻以上の申請があつたとき。 (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつ たとき。</p>	<p>・操作実績の有無により許可等 をしないという判断はできない との水産庁の指導により削除。 (漁業法及び漁業調整規則にお いて許可等をしない場合として 定められているものは以下の2 点。)</p> <p>①適格性を有する者でない場合 ②同種の漁業許可の不当な集中 に至るおそれがある場合</p> <p>(4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた後において漁業に関する法令を遵守する精 神を回復したと認められるときは、この限りでない。</p>
<p>1 この方針は令和3年1月29日から施行する。</p> <p>2 かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針（平成8 年8月1日）は廃止する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この方針は令和3年1月29日から施行する。</p> <p>2 かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針（平成8 年8月1日）は廃止する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この方針は令和3年1月29日から施行する。</p> <p>2 かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針（平成8 年8月1日）は廃止する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この方針は令和3年1月29日から施行する。</p> <p>2 かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針（平成8 年8月1日）は廃止する。</p>

15 かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針 (改正案)

(趣 旨)

第1 かご漁業のうち、沖合かにかご漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
かご漁業（沖合かにかご漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数
総トン数100トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
水深500メートル以深の福島県海面
- (5) 漁業時期
毎年12月1日から翌年4月30日まで
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有すること。

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 船舶に水深500メートル以深の測深可能な魚群探知機、無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。
- (2) 底びき網漁業との漁場競合を避けるため、努めて底びき網漁業の曳網しない海域又は岩礁海域で操業しなければならない。
- (3) 海中に敷設するかごの数は、400個を超えてはならない。
- (4) 雌かにを採捕した場合は、直ちに海中に投棄しなければならない。
- (5) 甲幅10センチメートル以下（毛がには7センチメートル以下）のかには、採捕してはならない。
- (6) 雌かに又は甲幅10センチメートル以下（毛がには7センチメートル以下）が全漁獲匹数の1/10を超えたときは、直ちに漁場を変更しなければ

ならない。

- (7) かごを用いてべにずわいがにを採捕する場合には、かご網の網目の内径の長さは15センチメートル以上、かごの側面最下部に形成される菱形状の各網目の対角線のうちかご枠底縁により並行となるものの長さの平均値（当該対角線の長さの総和を当該網目数で除して得た数値をいう。以下同じ。）及び当該網目の当該対角線以外の対角線の長さの平均値はいずれも10センチメートル以上でなければならない。
- (8) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

（許可等をしない場合）

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2隻以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。

ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針（平成8年8月1日）は廃止する。

附 則

この方針は令和3年 月 日から施行する。

福島海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

令和3年 月 日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

一 指示の内容

- 1 福島県海面において、全長30センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
- 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

二 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年1月1日から同年12月31日までとする。

ひらめ採捕制限 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：平成5年

対象漁業：全漁業種

対象海域：県内全域

【指示発動までの経過】

- 昭和57年度からヒラメ人工種苗の放流試験を開始。昭和62年度以降は、10万尾以上の大規模放流試験を実施。
- 人工種苗放流による経済効果が明らかになるとともに、より経済効果を高めるためには、小型魚の保護が必要であることがわかった。
- 県は、この結果を漁業者関係者へ説明し、協議を重ねた結果、ヒラメ栽培漁業の事業化と小型魚保護による資源管理の機運が高まり、平成4年に開催された「第42回福島県漁業協同組合大会」において「ヒラメ栽培漁業事業化」が決議された。
- 同年「福島県ヒラメ栽培漁業事業化推進委員会」を県漁連に設立するとともに、「ヒラメ監視委員会」を設置し、栽培漁業と資源管理の実施体制が整備された。
- 平成5年1月1日から、全長30cm規制による資源管理を開始した。

以上のような背景・経緯から、平成4年12月25日に開催された第15期第1回海区委員会において、ヒラメの資源管理を支援するために、委員会指示を発動することが決議された。

指示の概要

- 全長30cm未満ヒラメの採捕禁止（試験研究のための採捕を除外）
- 上記に違反して採捕されたヒラメ・その製品の所持、販売、加工禁止

【ヒラメの栽培漁業と資源管理等の経過】

平成5年：ヒラメの全長30cm規制による資源管理開始。

栽培事業運営基金の造成、漁業者負担金の徴収を開始。

平成8年：ヒラメ栽培漁業振興施設が稼働、100万尾の種苗生産開始、以降、毎年100万尾の人工種苗放流を継続。

平成23年：東日本大震災によりヒラメ栽培漁業振興施設が全壊。

平成24年：国及び県の支援を受けて、社団法人新潟県水産振興協会の施設を借り、ヒラメの種苗生産を再開し、平成24年度～28年度まで全長6cmの種苗10万尾を相双海域に放流してきた。平成29年度からはいわき海域、平成30年度には双葉海域での放流を再開し、全長6cmの種苗5.5万尾を相双海域に、1.5万尾を双葉海域に、3万尾をいわき海域に放流した。

平成28年：ヒラメの出荷制限等指示の解除。試験操業の対象種に追加。
全長50cm以上の大型魚に限定して水揚げ。

平成30年：福島県水産資源研究所が開所。

令和元年：人工種苗100万尾の放流を再開。

令和3年：試験操業終了に伴い、全長50cmの自主サイズ規制の見直しについて協議開始。

ヒラメの水揚げ状況

- 漁獲量は、昭和63年から平成6年にかけては100～200トンと少なかったが、栽培漁業の事業化と全長30cm規制が開始されて以降、増加に転じ、平成7年～平成22年にかけては、平均で531トン。平成21年には、過去最高の841トンを記録した。
- 震災後は、ヒラメに出荷制限等指示がかかったことから、漁獲は行わなかつたが、平成28年に出荷制限等指示が解除され、同年8月から試験操業の対象種となった。令和2年には568トン、4億5千9百万円まで回復している。平均単価は令和元年よりもやや安い807円/kgであった。

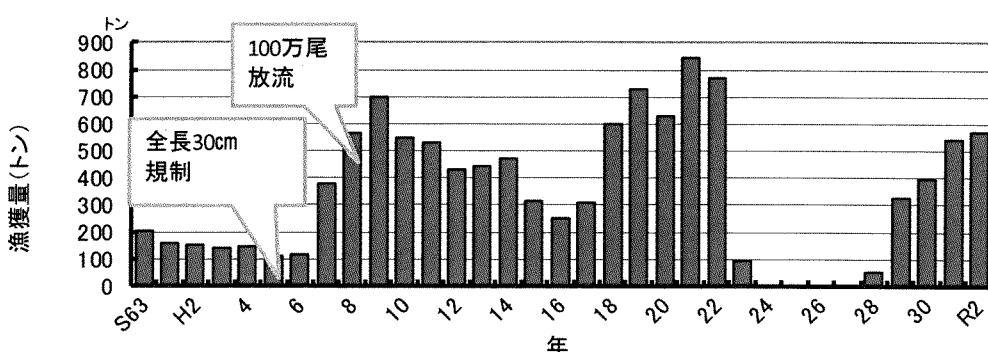


図1 ヒラメ漁獲量の推移

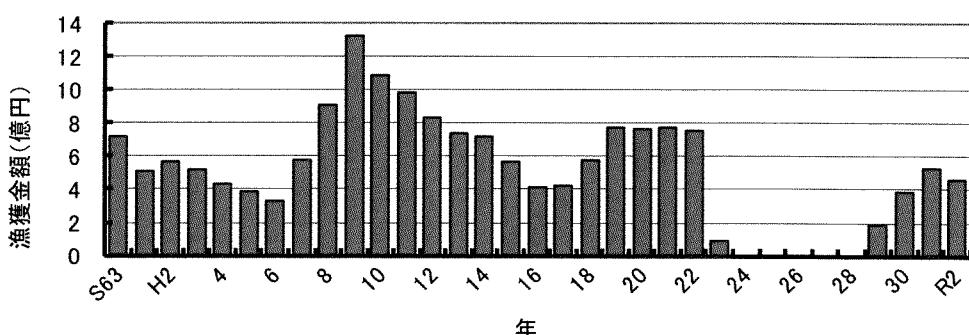


図2 ヒラメ漁獲金額の推移

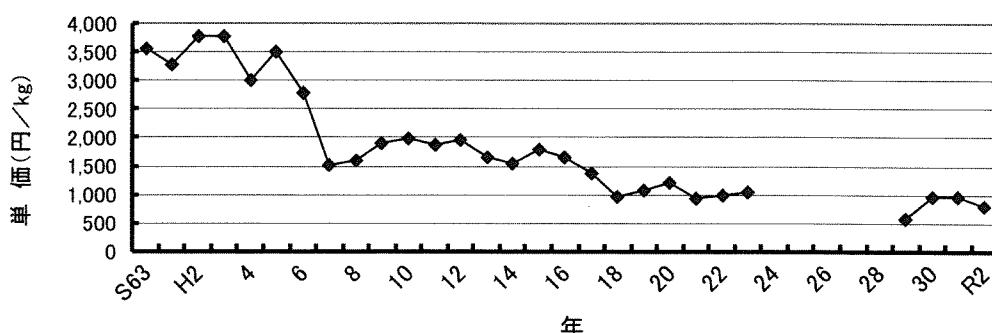


図3 ヒラメ単価の推移

議案第5号

福島海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について

1 改正の趣旨

「漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「施行令」という。）が令和2年12月1日付け施行されたことに伴い、関係部分を改めるもの。

2 改正の内容

施行令の改正に伴い条ずれが生じた箇所の改正を行う。

また、文言を整理する。

改正条項	改 正 内 容
第3条第2項	施行令の条ずれに伴うもの。
第6条第2項	文言の整理。

3 施行期日

公布日とする。

4 附帯決議

県報登載に当たり、文書法務課から字句の修正等軽微な変更について指示があった場合には、その処理を事務局に一任する。

福島海区漁業調整委員会運営規程（昭和35年福島海区漁業調整委員会告示第2号）新旧対照表（索）

	改正案	現行
○福島海区漁業調整委員会運営規程		○福島海区漁業調整委員会運営規程
第一条～第二条 (略)	第一条～第二条 (略)	第一条～第二条 (略)
(会議の招集)	(会議の招集)	(会議の招集)
第三条 (略)	第三条 (略)	第三条 (略)
2 前項の規定による会長の職務は、会長に事故があるときは、漁業法施行令第十三条第二項に規定する委員が代わって行う。	2 前項の規定による会長の職務は、会長に事故があるときは、漁業法施行令第十二条第二項に規定する委員が代わって行う。	2 前項の規定による会長の職務は、会長に事故があるときは、漁業法施行令第十二条第二項に規定する委員が代わって行う。
3～5 (略)	3～5 (略)	3～5 (略)
第四条～第五条 (略)	第四条～第五条 (略)	第四条～第五条 (略)
(陳情等の取扱い)	(陳情等の取扱い)	(陳情等の取扱い)
第六条 (略)	第六条 (略)	第六条 (略)
2 前項の場合において、採択しない旨の決定をしたときは、会長は、その旨及び採択しない理由を、当該陳情、請願等をした者に通知するものとする。	2 前項の場合において、採択しない旨の決定をしたときは、会長は、その旨及び採択しない理由を、当該陳情、請願等をした者に通知するものとする。	2 前項の場合において、採択しない旨の決定をしたときは、会長は、その旨及び採択しない理由を、当該陳情、請願等をした者に通知するものとする。
第九条～第十五条 (略)		第九条～第十五条 (略)

○福島海区漁業調整委員会運営規程（案）

（この規程の目的）

第一条 この規程は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）に定めるもののほか、福島海区漁業調整委員会の会議その他委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（会長の任期）

第二条 会長の任期は、当該会長である委員の任期とする。

（会議の招集）

第三条 福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の会議は、会長が招集し、及び主宰する。

2 前項の規定による会長の職務は、会長に事故があるときは、漁業法施行令第十三条第二項に規定する委員が代わって行う。

3 委員会の会議の招集は、その会議を行う日の五日前までに、会議の日時、場所及び議題を委員、当該議題を調査審議するために選任した専門委員及び当該議題に係る関係者に文書により通知して行う。

4 会長は、委員の過半数から、委員会の会議に付議すべき議題を示して、委員会の会議の招集の請求があつたときは、その請求があつた日から七日以内に委員会の会議を招集しなければならない。

5 委員並びに第三項に規定する専門委員及び関係者は、会長が認めた場合、会長が適當と認める情報通信機器を活用して会議に参加することができる。この場合においては、委員の参加は漁業法第百四十五条に規定する出席とみなす。

（議題）

第四条 委員会の会議では、前条第三項の規定によりあらかじめ通知した議題についてのみ議決するものとする。

2 会長は、緊急に審議する必要があると認める議題については、前項の規定にかかわらず、委員会の会議の議決を受けて議題とすることができる。

（県職員の出席依頼）

第五条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に県職員の出席を求めることができる。

（陳情等の取扱い）

第六条 陳情、請願その他これらに類するものについては、審議の上、採択するかしないか

を決定する。

- 2 前項の場合において、採択しない旨の決定をしたときは、会長は、その旨及び採択しない理由を、当該陳情、請願等をした者に通知するものとする。

(欠席届)

第七条 委員又は第三条第三項の規定により通知を受けた専門委員は、病気その他の理由により委員会の会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。

(小委員会)

第八条 委員会は、調査及び審議のため必要があると認めるときは、その議決により、小委員会を設け、これに調査及び審議を要する案件を付託することができる。

- 2 小委員会は、会長が委員会の同意を得て指名する委員三人以上で組織する。
- 3 小委員会に小委員会の委員の互選により委員長をおく。
- 4 小委員会の会議その他小委員会の運営については、委員会に関する規定の例による。
- 5 委員長は、小委員会における調査及び審議の結果を文書で委員会に報告しなければならない。
- 6 小委員会は、付託された議題の調査及び審議を終了したときは、消滅する。

(傍聴)

第九条 会長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、委員会の会議を傍聴しようとする者に対し、必要な指示をするものとする。

- 2 会長は、委員会の会議の秩序を保持するため特に必要があると認めるときは、漁業法第一百四十五条第三項の規定により会議の公開の原則を害さない限度において、委員会の会議を傍聴しようとする者について、その数その他必要な制限を設定することができるものとする。

(傍聴禁止)

第十条 会長は、委員会の会議を傍聴しようとする者が次の各号の一に該当する者であるときは、その者の当該会議の傍聴を禁止し、又はその者に対して会議場から退場することを命ずるものとする。

- 一 銃器その他危険なものを所持している者
- 二 酒気を帯びている者

(議事録)

第十一條 委員会の会議の議事録には、会長及び会長が議事録署名人として指名する委員二人が、これに署名押印するものとする。

2 委員会の会議の議事録は、福島海区漁業調整委員会のウェブサイト上で公表する。

(会長の専決事項)

第十二条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- 一 漁業法第百二十条第一項の規定による指示に基づく操業の承認
 - 二 福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号）第十一一条第一項の規定による決定及び通知、同条第二項の規定による決定及び通知、同条例第十二条第二項の規定による通知並びに同条例第十三条の規定による通知
 - 三 福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）の規定に基づく個人情報の保護に関すること（審査請求に対する裁決を除く。）。
- 2 会長は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会を招集するいとまがないときは、これを専決することができる。
- 3 会長は、前二項の規定により専決をした事項について、次回委員会の会議においての委員会に報告しなければならない。

(事務局及び書記)

第十三条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

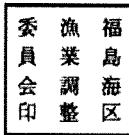
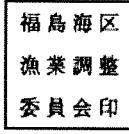
- 2 事務局に書記を置く。
- 3 事務局及び書記に関して必要な事項は、別に定める。

(公示)

第十四条 委員会の公示は、福島県報に登載して行うものとする。ただし、緊急に処理することを要する事案で福島県報に登載するいとまのないものについては、委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(公印)

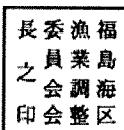
第十五条 委員会の公印は、次のとおりとする。

公印の名称	寸法	字体	ひな形
〔単位ミリメートル〕			
福島海区漁業調整委員会印 (縦書き文書用)	方三〇	古印体	
同			
同 (横書き文書用)	同	同	

福島海区漁業調整委員会会長印
(縦書き文書用)

方二一

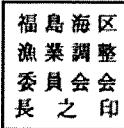
同



同
(横書き文書用)

同

同



議案第6号

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部改正について

1 改正の趣旨

「漁業法施行令（昭和25年政令第30号。以下「施行令」という。）が令和2年12月1日付け施行されたことに伴い、関係部分を改めるもの。

2 改正の内容

施行令の改正に伴い条ずれが生じた箇所の改正を行う。

また、水産庁が発出した「海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程例（令和2年11月4日付け水産庁資源管理部管理調整課長事務連絡。

以下「規程例」という。）」を踏まえ、文言を整理する。

改正条項	改 正 内 容
第1条	規程例を踏まえた条項の整理。
第4条第1項	施行令の条ずれに伴うもの。
第5条第1項	施行令の条ずれに伴うもの。
第5条第3項	施行令の条ずれに伴うもの。
第7条	施行令の条ずれに伴うもの。
第8条第1項	施行令の条ずれに伴うもの。
第9条	施行令の条ずれに伴うもの。
第10条第1項	施行令の条ずれに伴うもの。
第10条第3項	施行令の条ずれに伴うもの。
第10条第3項第1号	規程例を踏まえた文言の整理。
第11条第1項	施行令の条ずれに伴うもの。 規程例を踏まえた文言の整理。
第12条	施行令の条ずれに伴うもの。
第13条	施行令の条ずれに伴うもの。

3 施行期日

公布日とする。

4 附帯決議

県報登載に当たり、文書法務課から字句の修正等軽微な変更について指示があった場合には、その処理を事務局に一任する。

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程（平成7年福島海区漁業調整委員会告示第2号）新旧対照表（案）

	改正案	現行
○漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程		<p>○漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程</p> <p>第一条 福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項（これら<u>の</u>規定を法第八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第一百六条第二項及び第三項並びに第一百七十七条第十四項において準用する同条第六項の規定による処分による意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号。以下「政令」という。）に定めるものほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第二条～第三条 （略）</p> <p>（期日、案件等の公告）</p> <p>第四条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の二週間前までに、政令<u>第九条第一項</u>において準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項を公告する。</p>

2 (略)

(意見の聴取の期日の変更)

第五条 委員会が政令第九条第一項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした場合において、その通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対して、意見の聴取の期日の変更を申し出ることができる。

2 (略)

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当該当事者並びにその時までに政令第九条第一項において準用する行政手続法第十七条第一項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けた参加人（同条第二項の参加人をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

第六条 (略)

(参加人の参加許可の手続)

第七条 政令第九条第一項において準用する行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の五日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを説明する資料を提出して行うものとする。

(補佐人の出頭許可の手続)

(意見の聴取の期日の変更)

第五条 委員会が政令第七条第一項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした場合において、その通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対して、意見の聴取の期日の変更を申し出ることができる。

2 (略)

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当該当事者並びにその時までに政令第七条第一項において準用する行政手続法第十七条第一項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けた参加人（同条第二項の参加人をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

第六条 (略)

(参加人の参加許可の手続)

第七条 政令第七条第一項において準用する行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の五日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを説明する資料を提出して行うものとする。

(補佐人の出頭許可の手続)

<p>第八条 政令第七条第一項において準用する行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の五日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出して行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(陳述書の記載事項)</p> <p>第九条 政令第七条第一項において準用する行政手続法第二十二条第一項の陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る案件についての意見を記載するものとする。</p>	<p>(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)</p> <p>第十条 政令第七条第一項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかつた場合には、第三号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。</p> <p>一～七 (略)</p>	<p>(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)</p> <p>第十一条 政令第七条第一項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかつた場合には、第三号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。</p> <p>一～七 (略)</p>	<p>(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)</p> <p>第十二条 政令第七条第一項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかつた場合には、第三号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。</p> <p>一～七 (略)</p>	<p>(意見の聴取の調書及び報告書の記載事項)</p> <p>第十三条 政令第七条第一項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張</p> <p>二 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見</p>
--	--	--	---	---	---

三 前号の意見についての理由

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第十一条 政令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出して行うものとする。

2 (略)

(意見の聴取の再開)

第十二条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるとときは、意見の聴取を再開することができる。政令第九条第一項において準用する行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(政令の準用)

第十三条 政令第九条第一項において準用する行政手続法第十五条(同条第二項第二号を除く。)、第十六条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、法第六十九条の規定による处分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、行政手続法第二十一条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第二十三条第一項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合は参加人の全部若しくは一部が聽聞の期日に出頭しない場合には」あるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合は」と、同法第二十四条

三 前号の意見についての理由

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続)

第十一条 政令第七条第一項において準用する行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調書又は報告書の件名を記載した書面を提出して行うものとする。

2 (略)

(意見の聴取の再開)

第十二条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるとときは、意見の聴取を再開することができる。政令第七条第一項において準用する行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(政令の準用)

第十三条 政令第七条第一項において準用する行政手続法第十五条(同条第二項第二号を除く。)、第十六条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、法第六十九条の規定による处分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、行政手続法第二十一条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第二十三条第一項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合は参加人の全部若しくは一部が聽聞の期日に出頭しない場合には」あるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合は」と、同法第二十四条

第一項中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

第十四条 (略)

第二十四条第一項中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとされる。

第十四条 (略)

○漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程（案）

（趣旨）

第一条 福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第八十六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百十六条第二項及び第三項並びに第百七十七条第十四項で準用する同条第六項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号。以下「政令」という。）に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

（開催の決定）

第二条 委員会において、意見の聴取（法第六十九条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第十二条までにおいて同じ。）を行おうとするときには、あらかじめ、その決議をするものとする。

（会議上の拘束）

第三条 委員会は、意見の聴取においては討論及び表決を行わない。

（期日、案件等の公告）

第四条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の二週間前までに、政令第九条第一項において準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項を公告する。

2 前項の公告は、次に掲げる方法による。

- 一 福島県報への登載
- 二 委員会の掲示場への掲示

（意見の聴取の期日の変更）

第五条 委員会が政令第九条第一項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした場合において、その通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対して、意見の聴取の期日の変更を申し出ることができる。

2 委員会は、前項の規定による申出により、又は職権により意見の聴取の期日を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当該当事者並びにその時までに政令第九条第一項において準用する行政手続法第十七条第一項の規定による求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けた参加人（同条第二項の参加人をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

（意見の聴取の期日における審理の方式）

第六条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該案件の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対しその弁明を制限することができる。

2 委員会は、意見の聴取の審理の秩序を維持するため必要があると認めるときは、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他適当な措置をとることができる。

（参加人の参加許可の手続）

第七条 政令第九条第一項において準用する行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の五日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出して行うものとする。

（補佐人の出頭許可の手続）

第八条 政令第九条第一項において準用する行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の五日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出して行うものとする。

2 意見の聴取の審理における補佐人の弁明については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら弁明したものとみなす。

（陳述書の記載事項）

第九条 政令第九条第一項において準用する行政手続法第二十一条第一項の陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る案件についての意見を記載するものとする。

（意見の聴取の調書及び報告書の記載事項）

第十条 政令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

一 意見の聴取の件名

- 二 意見の聴取の期日及び場所
 - 三 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人（以下この項において「当事者等」という。）の氏名及び住所
 - 四 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が
出頭できなかったことについての正当な理由の有無
 - 五 当事者等の陳述の要旨（提出された陳述書における陳述を含む。）
 - 六 提出された証拠の名称
 - 七 その他参考となるべき事項
- 2 意見の聴取の調書には、書面、図画、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して
その一部とすることができます。
- 3 政令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四条第三項の報告書には、次に掲
げる事項を記載するものとする。
- 一 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利
益を害されることとなる参加人の主張
 - 二 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見
 - 三 前号の意見についての理由

（意見の聴取の調書及び報告書の閲覧の手続）

第十一條 政令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四条第四項の規定による
閲覧の請求は、当事者又は参加人の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の
調書又は報告書の件名を記載した書面を提出して行うものとする。

2 委員会は、前項の閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及
び場所を当該請求を行った当事者又は参加人に通知するものとする。

（意見の聴取の再開）

第十二條 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるとき
は、意見の聴取を再開することができる。政令第九条第一項において準用する行政手続法
第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

（政令の準用）

第十三条 政令第九条第一項において準用する行政手続法第十五条（同条第二項第二号を除
く。）、第十六条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条第一項から第三項までの規定
は、法第六十九条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、行
政手続法第二十一条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第二十

三条第一項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には」とあるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合は」と、同法第二十四条第一項中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

(準用)

第十四条 第二条から第六条まで、第八条から第十条まで及び第十二条の規定は、法第六十九条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

報告事項 ア

福島県漁業調整規則の一部改正について

令和3年10月12日
福島県水産課

1 改正の概要

福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）第41条の2として、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業の操業に関する制限を追加。

（1）操業禁止区域

さけ増殖事業が行われる河川（真野川、新田川、請戸川、熊川、富岡川、井出川、木戸川及び夏井川）の河口周辺海域

（2）禁止期間

10月15日から11月14日まで

2 施行日

令和3年10月15日

3 改正までの経過

令和3年8月17日 第22期第3回福島海区漁業調整委員会（諮問・答申）

令和3年8月26日 農林水産大臣への認可申請

令和3年9月1日 農林水産大臣の認可

令和3年9月14日 福島県漁業調整規則の一部を改正する規則（令和3年福島県規則第72号）公布

（添付資料）

令和3年9月14日付け福島県報定例第229号

福島県漁業調整規則新旧対照表

福島県漁業調整規則（本文）

福島県報

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

目 次

規 則

- 福島県漁業調整規則の一部を改正する規則
- 告 示
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件
- 公 告
- 一般競争入札を行う件
- 落札者を決定した件

三六七

三六八

三六九

規 則

福島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七十二号

福島県漁業調整規則の一部を改正する規則

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の二 何人も、次に掲げる区域（前条第一項に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。）においては、十月十五日から十一月十四日までの間は、刺し網漁業及び固定式刺し網漁業（海面においてあわび及びうにとることを目的とするものを含む。）を操業してはならない。

第一次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点ア 最大高潮時における真野川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮

点イ 点アから九十度千メートルの地点

潮時海岸線上の地点

- 点ウ 南相馬市原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から九十度千五百メートルの地点
- 点エ 南相馬市館山三角点（標高四十九・五メートル）から九十度千五百メートルの地点
- 点オ 点カから九十度千メートルの地点
- 点カ 最大高潮時における新田川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮
- 潮時海岸線上の地点
- 点オ 点カから九十度千メートルの地点
- 点ア 最大高潮時における新田川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮
- 潮時海岸線上の地点
- 点イ 点アから九十度千メートルの地点
- 点ウ 双葉郡浪江町請戸漁港附属水門東端から九十度千百メートルの地点
- 点エ 点オから九十度千メートルの地点
- 点オ 最大高潮時における請戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮
- 潮時海岸線上の地点
- 点ア 最大高潮時における熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮
- 潮時海岸線上の地点
- 点イ 点アから九十度千メートルの地点
- 点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの最大高潮
- 潮時海岸線上の地点
- 点エ 点オから九十度千メートルの地点
- 点オ 最大高潮時における富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮
- 潮時海岸線上の地点
- 点イ 点アから九十度千メートルの地点
- 点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの最大高潮
- 潮時海岸線上の地点
- 点ア 最大高潮時における井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮
- 潮時海岸線上の地点
- 点イ 点アから九十度千メートルの地点
- 点ウ 点エから九十度千メートルの地点
- 点エ 最大高潮時における木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮
- 潮時海岸線上の地点
- 点ウ 点アから九十度千メートルの地点
- 点エ 最大高潮時における夏井川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮
- 潮時海岸線上の地点

点工 最大高潮時における夏井川河口中央から右岸側に直線千メートルの最大高潮 時海岸線上の地点

附 則

この規則は、令和三年十月十五日から施行する。

(水産課)

告 示

福島県告示第六百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年九月十四日から同年十月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年九月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

(商業まちづくり課)

公 告

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヨークタウン安積 福島県郡山市安積二丁目一五番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

公告第181号

WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年9月14日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノートパソコン 295台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月11日（金）
- (4) 納入場所 福島県総務部税務システム課ほか計43か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）

新旧対照表		改正後	改正前	【参考】福島県漁業調整規則（昭和40年福島県規則第59号） (令和2年12月1日廃止)
○福島県漁業調整規則	○福島県漁業調整規則 第一条～第四十一条 略 (新設)	○福島県漁業調整規則 第一条～第四十一条 略 (新設)	○福島県漁業調整規則 第一条～第四十五条 略 第四十五条の二 次に掲げる区域（前条第一項に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。）においては、十月十五日から十一月十四日まで の間は、さし網漁業及び固定式刺し網漁業（第七条第一号ア又はイ に掲げる水産動植物の採捕を目的とするものを含む。）を操業し てはならない。 一 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ 五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 点ア 最大高潮時ににおける真野川河口中央から左岸側に直線二千 メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度千メートルの地点 点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から 九十度千五百メートルの地点 点エ 南相馬市館山三角点（標高四十九・五メートル）から九十 度千五百メートルの地点 点オ 点カから九十度千メートルの地点 点カ 最大高潮時に新田川河口中央から右岸側に直線二千 メートルの最大高潮時海岸線上の地点 二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ四直 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 点ア 最大高潮時に講戸川河口中央から左岸側に直線三千 メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度千メートルの地点 点ウ 双葉郡浪江町講戸漁港附屬水門東端から九十度千百メー トルの地点 点エ 点カから九十度千メートルの地点 点オ 最大高潮時に講戸川河口中央から右岸側に直線二千	●福島県漁業調整規則 第一条～第四十五条 略 第四十五条の二 次に掲げる区域（前条に掲げる禁止区域と重複する部分を除く。）においては、毎年十月十五日から十一月十四日まで 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 点ア 最大高潮時ににおける真野川河口中央から左岸側に直線二千 メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度千メートルの地点 点ウ 南相馬市県道原町海老相馬線の真島橋右岸橋脚下流端から 九十度千五百メートルの地点 点エ 南相馬市館山三角点（標高四十九・五メートル）から九十 度千五百メートルの地点 点オ 点カから九十度千メートルの地点 点カ 最大高潮時に新田川河口中央から右岸側に直線二千 メートルの最大高潮時海岸線上の地点 二 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ四直 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 点ア 最大高潮時に講戸川河口中央から左岸側に直線三千 メートルの最大高潮時海岸線上の地点 点イ 点アから九十度千メートルの地点 点ウ 双葉郡浪江町講戸漁港附屬水門東端から九十度千百メー トルの地点 点エ 点カから九十度千メートルの地点 点オ 最大高潮時に講戸川河口中央から右岸側に直線二千

メートルの最大高潮時海岸線上の地点	
三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域	メートルの最大高潮時海岸線上の地点
点ア 最大高潮時ににおける熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点	三 次に掲げる点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
点イ 点アから九十度千メートルの地点	点ア 最大高潮時ににおける熊川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点
点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点	点イ 点アから九十度千メートルの地点
四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域	点ウ 双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台中心点から九十度千メートルの地点
点ア 点オから九十度千メートルの地点	点エ 点オから九十度千メートルの地点
点オ 最大高潮時ににおける富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点	点オ 最大高潮時ににおける富岡川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点
メートルの最大高潮時海岸線上の地点	メートルの最大高潮時海岸線上の地点
四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域	四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
点ア 最大高潮時ににおける井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点	点ア 最大高潮時ににおける井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点
点オ 点アから九十度千メートルの地点	点オ 点アから九十度千メートルの地点
メートルの最大高潮時海岸線上の地点	メートルの最大高潮時海岸線上の地点
四 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域	五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
点ア 最大高潮時ににおける井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点	点ア 最大高潮時ににおける井出川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点
点イ 点アから九十度千メートルの地点	点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点
点ウ 点エから九十度千メートルの地点	点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点
点エ 最大高潮時ににおける木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点	点エ 最大高潮時ににおける木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点
五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域	五 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
点ア 最大高潮時ににおける木戸川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点	点ア 最大高潮時ににおける木戸川河口中央から左岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点
点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点	点イ 点アから九十度五百五十メートルの地点
点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点	点ウ 点エから九十度五百五十メートルの地点
点エ 最大高潮時ににおける木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点	点エ 最大高潮時ににおける木戸川河口中央から右岸側に直線二千メートルの最大高潮時海岸線上の地点
六 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域	六 次に掲げる点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
点ア 最大高潮時ににおける鮫川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点	点ア 最大高潮時ににおける鮫川河口中央から左岸側に直線千メートルの最大高潮時海岸線上の地点

			点イ 点ウ 点エ 点エ
			最大高潮時ににおける鮫川河口中央から右岸側に直線一千メートルの最大高潮時海岸線上の地点。
第四十二条～第五十九条 略 附則 略	第四十二条～第五十九条 略 附則 略	第四十六条～第六十条 略 附則 略	点アから三百三十五度五百五十五メートルの地点 点エから三百三十五度五百五十五メートルの地点

報告事項 イ

(別紙2)

東京海区漁業調整委員会事務局 行

(E-mail S0000486@section.metro.tokyo.jp)

令和3年9月14日

委員会名 福島海区漁業調整委員会

担当者名 根本芳春

連絡先 0246-24-6173

1 令和4年度政府要望提案

要望

遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について

要望に至った経緯

本県の漁業者は、厳しい漁業規制や資源管理に基づき操業を行っており、さらに自主的なサイズ規制や数量規制、人工礁等の保護区設定等を行い、資源の持続的利用に取り組んでいる。

一方、遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者については、自由に採捕しているのが現状であり、漁業者が取り組んでいる資源管理等について協力要請するにも、ほとんどが組織化されておらず、周知する方法に苦慮している。

また、近年は、SNSなどの情報が発達したこともあり、県域を越えての遊漁船や遊漁者も多く、地元漁業者からの反発の声が高まっており、トラブルに発展することが危惧されている。

要望内容

遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化を国が中心となり進め、漁業者が取り組んでいる資源管理等について、協議、周知できる体制を整えていただきたい。

遊漁に関する全国的な資源管理のルール導入をお願いしたい（資源状況に応じた持ち帰り可能なサイズ、数量等の制限）。

2 会議議題提案

議題 特になし
内容

事務連絡
令和3年7月29日

東日本ブロック構成都道県
海区漁業調整委員会事務局 殿

東京海区漁業調整委員会事務局

全国海区漁業調整委員会連合会第56回東日本ブロック会議
の開催及び令和4年度総会に向けた要望事項について（照会）

ご連絡が遅れ大変ご迷惑をおかけしています。

標記の会議につきまして、今年度は東京海区において開催を予定しております。

しかしながら、現在、東京都においては緊急事態宣言、周辺自治体でもまん延防止等重点措置中であり、ワクチン接種が進む中であるもの、新型コロナ感染症の再拡大の歟止めの見通しができない状況にあります。

つきましては、会場手配等準備の都合上、皆さまに開催に関してアンケートをお願いし、その結果を検討上、開催方法等を改めてご通知したいと考えています。

別紙1（開催アンケート）により、令和3年8月17日（火）までに電子メールにてご回答願います。

また、要望事項等につきましては、別紙2（R4要望事項等様式）により、令和3年9月17日（金）までに同様に電子メールにてご回答願います。

2海区以上ある道県海区におかれましては、連合海区等にて、各海区の回答を取りまとめの上ご回答願います。

なお、正式な開催案内及び要望事項等の照会につきましては、後日改めて通知いたしますので、ご了承願います。

東京海区漁業調整委員会事務局 担当： 米本、岩田
TEL 03-5320-4852
E-mail Takeshi_Yonemoto@member.metro.tokyo.jp
Eri_Iwata@member.metro.tokyo.jp